

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>2 . 投資信託委託業者の監督にあたっての留意事項</b></p> <p>2 - 6 投資信託財産運用報告書の記載要領</p> <p>法第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則令」という。)第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過                  期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との関連が記載されていること。</p> <p>今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に記載されていること。</p> <p>当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が記載されていること。</p>	<p><b>2 . 投資信託委託業者の監督にあたっての留意事項</b></p> <p>2 - 6 投資信託財産運用報告書の記載要領</p> <p>法第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則令」という。)第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過                  期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との関連(たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等)が記載されていること。</p> <p>今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に記載されていること。</p> <p>当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が記載されていること。</p>

現 行	改 正 案
(新設)	<p data-bbox="1126 347 1630 379"><u>2 - 1 1 検査終了後のフォローアップ</u></p> <p data-bbox="1126 443 2040 571"><u>検査局が実施した投資信託委託業者に対する検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1149 639 1491 671"><u>(1) 改善報告書の提出命令</u></p> <p data-bbox="1178 687 2040 863"><u>法令に抵触する行為等が認められた場合又は前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、法第39条第1項に基づき改善報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="1178 879 2040 1150"><u>また、合併等によりシステム統合等を予定している投資信託委託業者において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査含む）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="1149 1219 1435 1251"><u>(2) 改善報告書の様式</u></p> <p data-bbox="1205 1267 1989 1299"><u>改善報告書の提出命令は、2 - 別紙1により行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1149 1362 1406 1394"><u>(3) 改善状況の把握</u></p> <p data-bbox="1178 1410 2040 1442"><u>改善報告書に記載された事項の実施状況、指摘事項の改善状況につ</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>2 - 1 1</u> 法定帳簿の作成・保存  <u>2 - 1 1 - 1</u> ~ <u>2 - 1 1 - 2</u> (略)</p> <p><u>2 - 1 2</u> 営業報告書等  <u>2 - 1 2 - 1</u> ~ <u>2 - 1 2 - 2</u> (略)</p>	<p><u>いて、必要であると認められる場合にはヒアリング等を実施し、フォローアップに努めるものとする。</u></p> <p><u>2 - 1 2</u> 法定帳簿の作成・保存  <u>2 - 1 2 - 1</u> ~ <u>2 - 1 2 - 2</u> (略)</p> <p><u>2 - 1 3</u> 営業報告書等  <u>2 - 1 3 - 1</u> ~ <u>2 - 1 3 - 2</u> (略)</p>

2 - 別紙 1

平成 年 月 日  
第 号

投信株式会社  
取締役社長 殿

金融庁長官

改善報告書の提出について

平成 年 月 日付 第 号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年 法律第 198 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、改善報告書の提出を命ずる

なお、改善報告書には具体的な改善策及び実施時期を明記し、平成 年 月 日（ ）までに報告されたい。